

物 件 明 細

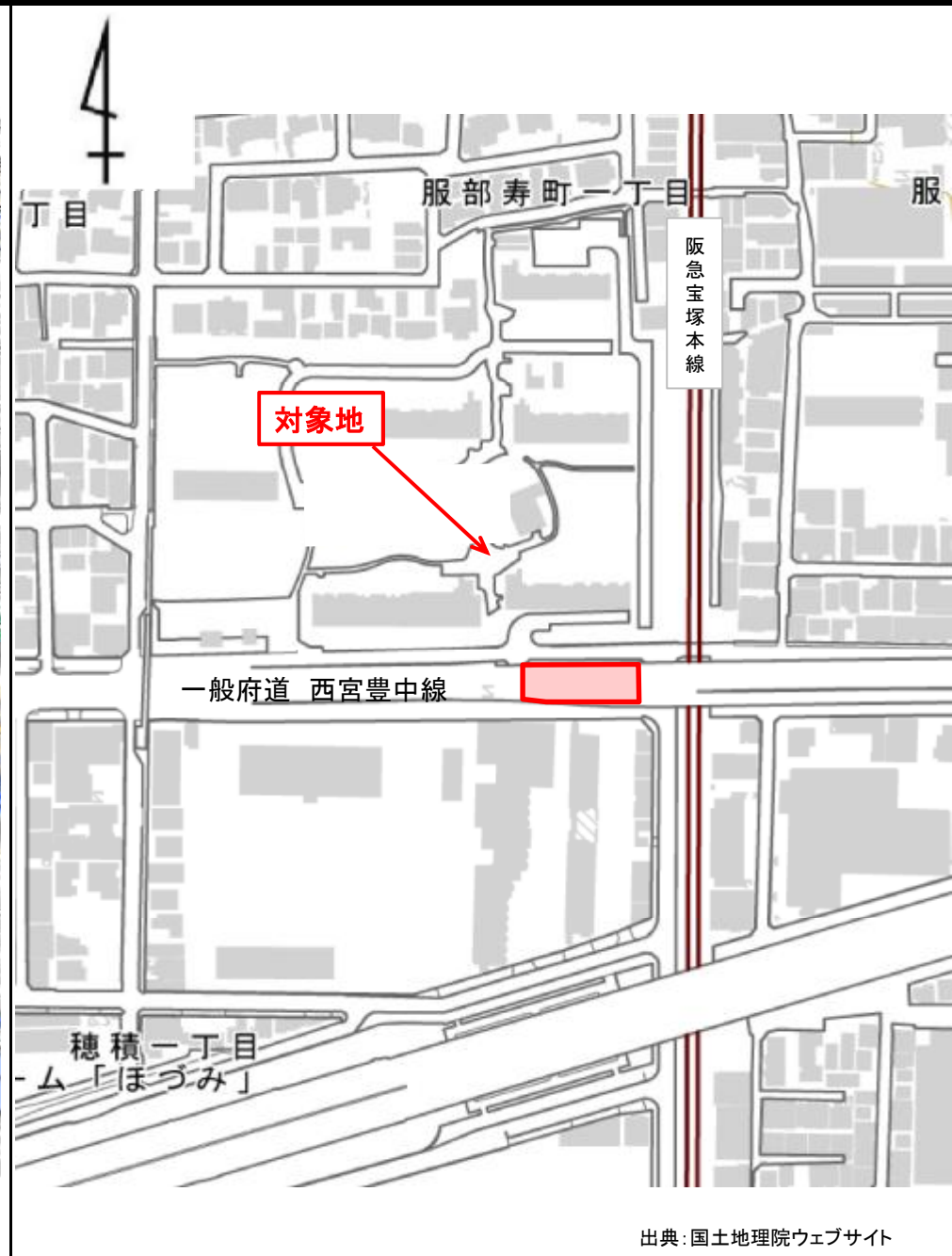
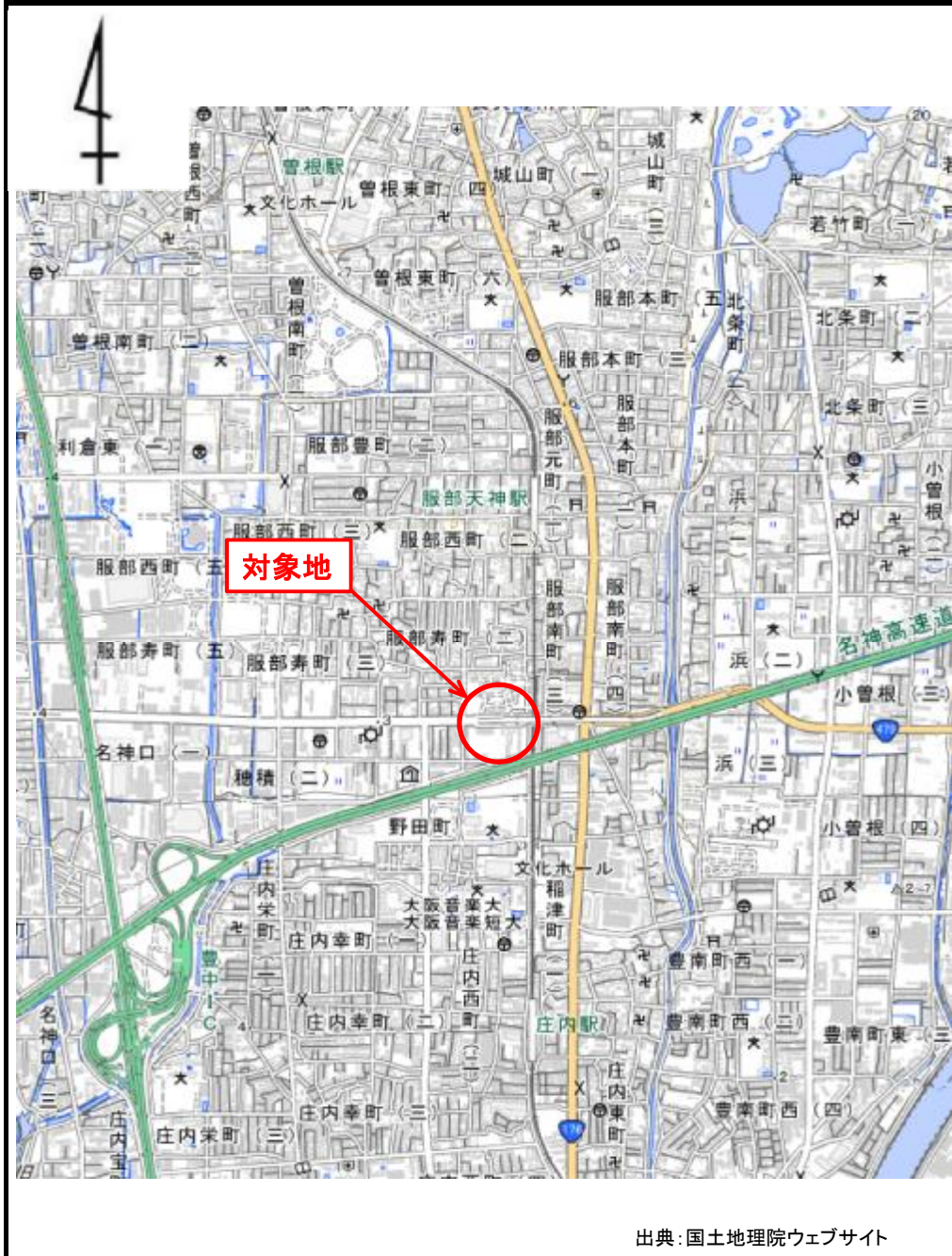
物件番号	所在地 (路線名)	豊中市服部寿町一丁目586番3外 (一般府道西宮豊中線 稲津跨線橋下)	交通 機関	阪急宝塚線 服部天神駅 南 約650m	最低 占用料 (年額)	710,640円/年	占用期間	5年	
1									
土地の概要					特記事項				
面積	占用許可対象面積 559.90 m ²								
接面道路 の状況	北側：府道・幅員約 4.5m・舗装有・高低差無・東行き一方通行 南側：府道・幅員約 5.6m・舗装有・高低差無・西行き一方通行 東側：府道・幅員約 8.3m・舗装有・高低差無 西側：府道・幅員約 6.2m・舗装有・高低差無								
法令に 基づく 制限	市街化区域内								
	都市 計画法	用途地域	準住居地域						
		地域地区	準防火地域						
	その他 の 法令等	建ぺい率	60%	容積率	300%				
		・道路法(一般府道 西宮豊中線区域内) ・消防法							
その他条件	・火気厳禁								
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	有	引込管	豊中市上下水道局お客様センター給排水サービス課 06-6858-2961				
		有	無	無					
	電気	配電線	無	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081				
無		有	有						
都市 ガス	本管	有	引込管	大阪ガス株式会社導管情報センター 06-6202-2141(代)					
	有	無	無						
公共 下水道	本管	有	引込管	豊中市上下水道局下水道建設課 06-6858-2995					
	無	無	無						
					1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等、平面利用を想定しております。 2 道路高架下用地の占用期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。 3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府池田土木事務所及び大阪府豊中南警察署と協議し、許可を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府池田土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 大阪府豊中南警察署 交通課 電話 06-6334-1234(代)				
					4 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水処理については、豊中市と協議してください。 (問い合わせ先) 豊中市上下水道局下水道建設課 電話 06-6858-2995				
					5 電気の引込みについては、大阪府池田土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て使用者・占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 関西電力送配電(株)コンタクトセンター 電話 0800-777-3081				
					6 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占有者の負担となります。				

(裏面へつづく)

特記事項

- 7 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府池田土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代)
- 8 次回の橋梁点検については、令和8年度を予定しております。なお、点検を行う年度については前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 9 対象地は、現使用者・占有者がいます。現使用期間及び占有期間は最長で令和5年3月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日及び占有開始日は令和5年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者・占有者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日及び占有開始日まであらかじめ現使用者・占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現使用者・占有者と本公募により決定された使用者・占有者との譲渡契約等には一切関与しませんので、協議の結果により使用開始日及び占有開始日が遅れた場合でも、その責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 10 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 11 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 12 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 13 管理フェンスなどの周辺についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。また、それらの施設の損傷等について、対象地の使用及び占有が起因する場合、使用者・占有者に復旧を求めることがあります。
- 14 対象地にある架空構造物の地上からの高さは、最も低い箇所です約2mです。
- 15 占用許可申請時に物件明細の特記事項及び重要特記事項について、誠意をもって履行する旨の誓約書を大阪府池田土木事務所長宛てに提出してください。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



(2) 平面図・丈量図(物件番号:第1号)

